

社会保険労務士による

『労働相談』

◆開催日 毎月/第2(土)・第4(土)・第3(水)

◆時間帯 ①13:00~14:00

②14:00~15:00

③15:00~16:00

◆相談場所 茅ヶ崎市勤労市民会館

◆予約方法 **要予約**/電話及び当館受付にて

※予約制、完全個室、相談料は無料

◆予約について 各時間帯1名/1日**3名**まで

◆当日予約に空きのある場合は相談をお受けいたします
受付にご確認願います

第4土曜日と同一週
の場合は第2水曜日



突然辞めてくれと言われたが
どうしたらいいですか？

賃金を支払ってもらえないが
どうしたらいいですか？



労働問題全般
社会保険制度について



労働保険や社会保険制度の
制度・手続きを知りたい！

法律が改正されたが、どう
なったのか概要を知りたい！

▼申し込みはこちらへ

〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町13-32

茅ヶ崎市勤労市民会館 ☎0467-88-1331

※当館には、駐車場はございません。最寄りの駐車場か公共交通機関をご利用願います。